

議案第45号

つくばみらい市立保育所条例の一部を改正する条例

つくばみらい市立保育所条例（平成18年つくばみらい市条例第62号）の一部を次のように改正する。

別表つくばみらい市立谷和原第2保育所の項定員の欄中「100人」を「110人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後のつくばみらい市立保育所条例の規定は、平成31年4月1日から適用する。

令和元年8月28日提出

つくばみらい市長 小田川 浩 印

提案理由

保育料無償化に伴う保育需要への対応と併せて、本市の待機児童の解消を図るために、つくばみらい市立谷和原第2保育所の定員を10人増加し、保育運営を行う必要があるため、条例の一部を改正するものです。

つくばみらい市立保育所条例(平成18年つくばみらい市条例第62号)新旧対照表

改正案			現行		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
名称	位置	定員	名称	位置	定員
つくばみらい市立伊奈第1保育所	(略)	(略)	つくばみらい市立伊奈第1保育所	(略)	(略)
つくばみらい市立伊奈第2保育所	(略)	(略)	つくばみらい市立伊奈第2保育所	(略)	(略)
つくばみらい市立谷和原第1保育所	(略)	(略)	つくばみらい市立谷和原第1保育所	(略)	(略)
つくばみらい市立谷和原第2保育所	つくばみらい市上小目600番地	110人	つくばみらい市立谷和原第2保育所	つくばみらい市上小目600番地	100人